

平成30年12月定例会 産業労働企業委員会の概要

日時 平成30年12月17日(月) 開会 午前10時 5分  
閉会 午前10時59分

場所 第5委員会室

出席委員 山下勝矢委員長

杉島理一郎副委員長

永瀬秀樹委員、齊藤邦明委員、木下高志委員、小林哲也委員、鈴木聖二委員、  
江原久美子委員、石渡豊委員、石川忠義委員

欠席委員 なし

説明者 [産業労働部関係]

渡辺充産業労働部長、石川英寛産業労働部副部長、  
新里英男産業労働部雇用労働局長、野尻一敏産業労働政策課長、  
碓井誠一商業・サービス産業支援課長、藤田努産業支援課長、  
高橋利男参事兼先端産業課長、古平涉企業立地課長、齊藤豊次世代産業幹、  
竹中健司金融課長、島田邦弘観光課長、佐藤卓史雇用労働課長、  
堀光美知子シニア活躍推進課長、山野隆子ウーマノミクス課長、  
田口修産業人材育成課長

土田保浩労働委員会事務局長、

吉田雄一労働委員会事務局副事務局長兼審査調整課長

[企業局関係]

立川吉朗公営企業管理者、和栗肇企業局長、菊地仁美管理部長、  
中島俊明水道部長、中山昌克総務課長、松塚研一財務課長、  
松山謙一地域整備課長、清水隆水道企画課長、高橋伸保水道管理課長、  
岡田和也主席工事検査員

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第118号	指定管理者の指定について(埼玉県産業文化センター)	原案可決

2 請願

なし

所管事務調査(産業労働部関係)

外国人労働者の雇用について

報告事項(企業局関係)

産業団地整備の取組状況について

【付託議案に対する質疑（産業労働部関係）】

永瀬委員

- 1 現在の指定管理者が引き続き指定されるということであるが、現在の指定管理の状況を県としてはどのように評価しているか。現在の運営の状況も含め聞きたい。
- 2 選定の理由が「一体的な管理を行う必要がある、他団体との複合施設である」とあるが、埼玉県産業文化センターが管理することで、どのようなメリットがあるのか。
- 3 指定期間を5年間としている理由は何か。また、指定に当たって、国を挙げてインバウンド拡大を図っている中で、MICEなどの開催を増やす取組も考慮しているのか。

産業政策課長

- 1 施設の利用状況についてだが、直近の平成29年度で大ホールの利用率が93.5%、小ホールが91.7%など、90%を超える高い利用率を維持し、施設の有効利用が基本的に図られている。また、県事業の推進にも協力を頂いている。例えば今年6回目となったアニ玉祭では、実行委員会事務局として企画から運営まで関わり、イベントの成功に大きく貢献している。また、平成20年度からは県の指定管理料を支出せずに、利用料金収入などで運営を賄っており、自立的な経営が継続されている。こうしたことから、指定管理者として適切な管理を行っているとは評価している。
- 2 ソニックシティは他団体との複合施設であり、ホール棟については埼玉県が所有、テナントや会議室、展示場などを有するビル棟については埼玉県と日本生命とさいたま市の区分所有、また、ホテル棟については日本生命が所有、さらに屋外の広場・公園については、さいたま市の所有となっている。所有関係が複雑となっているため、埼玉県、さいたま市、日本生命などが出資して財団を設立した。こうしたことから、例えばソニックシティ全体を活用して大会・学会などを開催する場合には、ホール棟のほか、ビル棟の展示場、会議室、さいたま市市民ホール、ホテル棟の宴会場などの利用調整を財団が一体的に行い、円滑に開催することが可能となっている。
- 3 指定の期間が短いと適正に実績を評価することが難しく、あるいは長い期間とした場合は、状況変化への対応が遅れるおそれがあることから5年間としている。MICEなどの開催状況だが、当該財団では、コンベンションの誘致するために、誘致推進課に職員を3名配置し、医療機関、大学、学会運営会社、学会事務局などに営業活動を行っている。国際会議は平成29年度には4件開催され、参加国数は延べ112か国、参加者数約4,500人、うち外国人は約1,700人となっている。今後5年間もこうした誘致活動の取組を積極的に進めていく予定である。

齊藤委員

- 1 施設利用を高めるため、どのような取組を行っているのか。
- 2 次の指定管理期間において、目標をどのように設定しているのか。また、どのような事業を行う計画なのか。

産業政策課長

- 1 平成26年から会議室のインターネット予約を開始したほか、特に力を入れているのが、キャンセルが入ったあとのリセールの実施である。例えば大ホールでは、リセール

率が平成26年度に約22%であったのが、平成29年度は約62%と大きく拡大している。

- 2 施設の利用率などの目標を設定しており、大ホールについては今期実績91.6%に対し、目標を90%、小ホールについては今期実績91.8%に対し、目標を90%としている。今期の実績より下回っているように見えるが、これは次期指定管理期間中に長期の休館を伴う大規模改修を予定しているためであり、工事に入る前までは今期の実績を上回る数値を目標としている。また、事業計画だが、財団では新たに能や講談といった日本の伝統文化をテーマにした事業を実施したい。さらに、eスポーツといったような、新たなコンテンツを紹介する事業、ダンスなどの若者向けのイベントなども積極的に展開していく予定である。

#### 齊藤委員

- 1 長期の休館について詳しく教えてほしい。
- 2 eスポーツとは、テレビゲームのようなものでよいか。

#### 産業政策課長

- 1 産業文化センターは、建設から30年が経過し施設の老朽化が進んでいることから、設備の更新など大規模改修を行う予定である。具体的には、空調設備、施設の維持に欠かせない基幹設備、電気・衛生設備、舞台などの更新を行う。期間は平成33年9月から15カ月程度を予定しているが、現在基本設計を行っているところであり、基本設計が終わればある程度固まる。
- 2 そのとおりである。

---

#### 【所管事務に関する質問（外国人労働者の雇用について）】

##### 永瀬委員

- 1 労働力確保の観点から、本県における外国人労働者数の現状はどのようになっているか。国籍、在留資格、業種、県内の地域別の状況など、外国人労働者に関しては労働局による調査が実施されているが、分かる範囲で教えてほしい。
- 2 県においても独自の調査をする必要があると考えるが現状はどうか。実施していない場合、今後の予定はあるか。
- 3 外国人労働者数の推移はどのようになっているのか。

#### 雇用労働課長

- 1 埼玉労働局が発表した「平成29年10月末現在における『外国人雇用状況』の届出状況」によれば、外国人労働者数は55,534人で前年比26.2%の増加となっている。内訳として、業種別では、1位は製造業の22,198人で40%を占めている。2位はその他サービス業で7,864人、3位は卸売業・小売業で5,321人の順となっている。国籍別では、1位は中国で13,084人、2位はほぼ同数でベトナムの13,001人、3位はフィリピンの9,525人の順となっている。地域別では、県内に12あるハローワークの管轄ごとの数値で、1位は大宮地区で8,164人、2位は川越・東松山地区で8,076人、3位は川口地区で7,151人の順となっている。在留資格別では、1位は永住者、定住者など身分に基づく在留資格で25,772人と、全体の半数近くを占める。2位は留学生のアルバイトなどの資格外活動で12,247人、3位は技能実習で10,543人の順となっている。

- 2 国の調査は、外国人雇用状況の届出制度に基づき、分野別に整理して公表されており、これにより実態の把握を行っている。一方で、委員御指摘のように、本県の雇用状況の特性を踏まえ、今後の施策の検討に資する資料とするためには、県独自の調査によることも有効な部分があるのではないかと考える。現在、県で実施している就労実態調査の活用も含め、県独自調査の必要性について検討したい。
- 3 県内の外国人労働者は、先ほどの国の調査によると、平成25年以降平成29年にかけて大幅に増加している。この間、平成25年の28,249人から、平成29年は55,534人と、おおむね2倍に増加している。

#### 永瀬委員

外国人労働者数は増えているが、本県の有効求人倍率は、直近で1.51である。こういった雇用情勢を見ると、県内企業の労働力不足は喫緊の課題である。今回の入管難民法の改正による新制度創設により、県内企業にどのような効果があると考えているか。

#### 雇用労働課長

今回の法改正により、特に人材の確保が厳しい介護、建設業などを含めた14業種について、就労を目的とした新たな在留資格である「特定技能」が設けられる。これまでの制度では就労目的での在留が認められてきたものでは、いわゆる「専門的・技術的分野」の外国人材に限られてきたが、一定の技能を有する層に対象が拡大されることになる。法改正をきっかけに、県内でも新たに外国人材の活用を検討できる対象企業が一定程度拡大するものと考え。中小企業の多くは人手不足の状況にあるため、現時点で詳細は明らかではないが、今後正式に取りまとめられる政府基本方針などの策定状況を注視し、対応を検討して行く。

#### 齊藤委員

- 1 外国人労働者活用のニーズを持つ県内企業も多いのではないかと。県ではそのニーズを把握しているのか。
- 2 今回の新制度を活用できるように、県内企業をどのように支援していくのか。

#### 雇用労働課長

- 1 企業の人材確保の支援をしていく中で、現状においても県内企業の外国人材活用に対するニーズについて一部は認識している。ただし、現行制度では、活用の範囲は限られており、今回の法改正で対象範囲が拡大すると、県内企業においても、新たに活用しようとする企業も増えると考え。浦和・川越の「企業人材サポートデスク」に相談員を配置しており、既存のツールを活用しながら、県内企業の状況についてニーズを把握していく。
- 2 外国人材の受入れについては企業側の負担もあるため、企業の実情や将来像に合わせて検討が進むものと考えている。新制度創設を契機に新たに外国人材の活用を検討したいという県内企業も一定程度存在すると考えている。まずは、新制度について、国の動向や実務的な知見を収集し、企業に対して積極的な情報提供に努めていく。

#### 齊藤委員

先ほどの調査によると、外国人労働者の雇用は商工業に従事する方がほとんどを占めている。商工会議所や商工会と連携して進めてはどうか。

## **雇用労働課長**

県内の中小企業者の実情やニーズについては、商工会、商工会議所が身近な存在として熟知されていると考える。その連合団体である商工会連合会、商工会議所連合会にノウハウも含め協力を頂くとともに、情報提供を行う際にも団体を通じて普及啓発していくことが有効であると考えており、具体的な連携についても対応していきたい。